

山形小学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという、意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

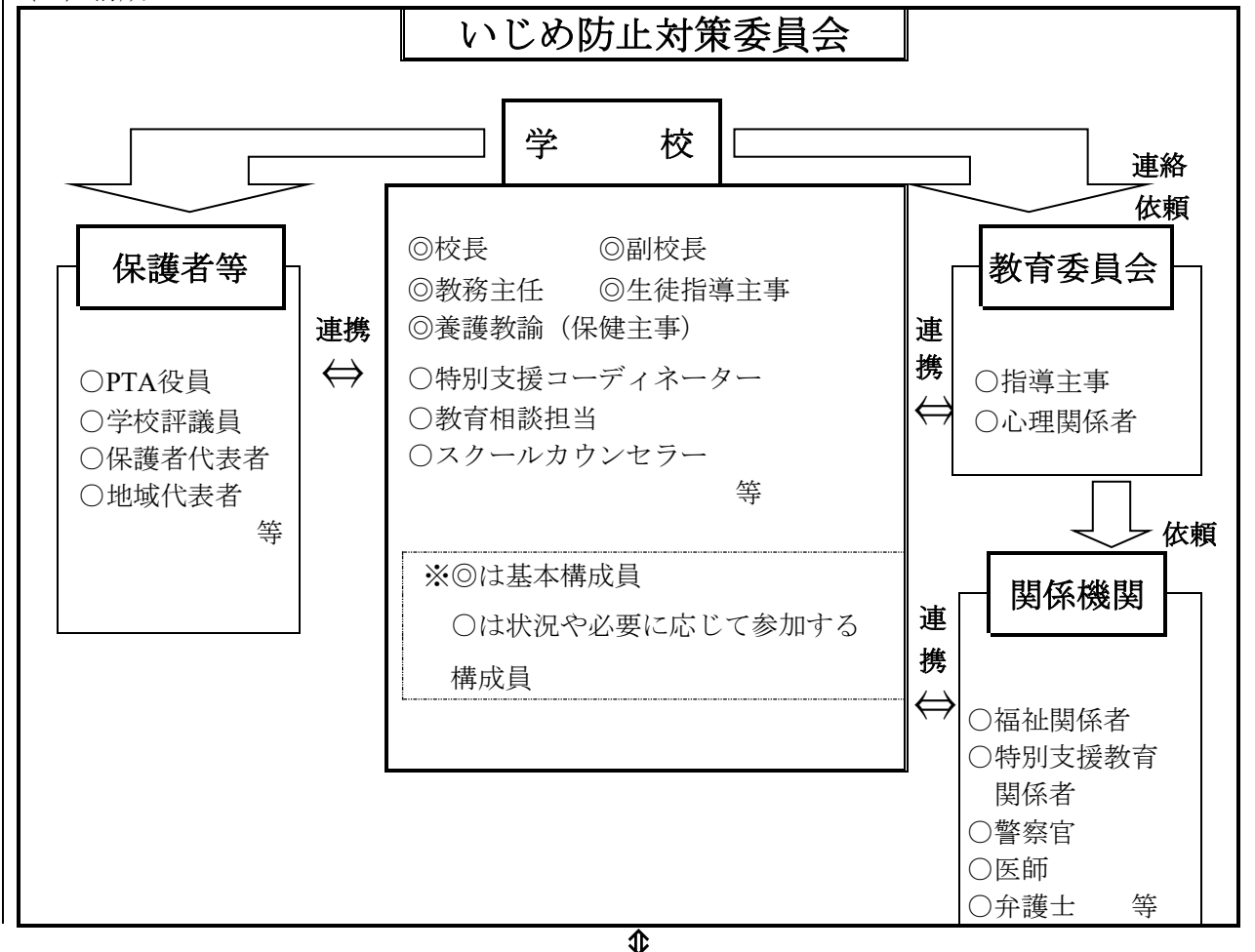
1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする、「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (7) 特別な支援を要する児童についても、受け入れる学級の風土や雰囲気づくりを行っていくとともに必要に応じた合理的配慮を行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成



(1) 取組内容

- いじめ防止基本方針の策定，年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置付け）
- いじめにかかわる研修会の企画立案
- 未然防止，早期発見の取組
- アンケート及び個人面談の実施と結果報告（各学年の状況報告等）
- いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

学期1回を定例とし，いじめ（いじめの疑いも含む）事案の発生時は緊急開催し，事態の収束まで随時開催する。

3 児童に培う力とその取組

- 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ，生きていることを理解し，他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- 学級活動や児童会活動などの場を活用して，児童自身がいじめの問題の解決に向けてどのように関わったらよいかを考え，主体的に取り組もうとする力を育む。
- 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し，望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに，違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- 「心とからだの健康観察」を活用とした心のサポート授業等をとおして，児童一人ひとりセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による思いやりのある学校づくりへのスローガンの設定等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりを意識した児童会行事や取組
(あいさつ運動、清掃美化活動、集会活動、縦割り班清掃、縦割り班遊び等)

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校通信等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTA総会や地区懇談会等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) 学級の児童の様子について、学級通信等を通して保護者に知らせる。また、日頃から重大事案に限らず児童間のトラブルや気になることなどについて、適宜保護者へ連絡する。

6 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年複数回
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断 年2回(5, 10月 生徒指導アンケート実施時)
- (3) 職員会議での情報交換

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、児童の**表情や行動の変化(言葉以外のSOS)**にも配慮する。(学級担任は、健康観察簿や日記、端末を活用した心の健康観察等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後、登下校においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び個人面談、教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年3回(5, 10, 2月 生徒指導アンケートに準ずる)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(7, 12月 まなびフェストと同時に実施)
- (3) 個人面談、教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回(5, 10, 2月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口及び各種関係機関の相談窓口は下記のとおりである。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・・・・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または久慈警察署生活安全課 0194-53-0110
〈各種関係機関相談窓口〉
- 久慈市ふれあい電話 久慈市教育委員会 ・・0194-52-2155

- 岩手県立総合教育センター ふれあい電話 ・・・・0198-27-2331
- 岩手県教育委員会いじめ相談電話 ・・・・・019-623-7830
メール相談アドレス ・・・・・fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル ・・・・・0570-078310
- 自殺予防いのちの電話 ・・・・・0120-735-556
- 子どもの人権ホットライン ・・・・・0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の**心身の安全を最優先**に考えるとともに、いじめている側の児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。また、その中で双方への傾聴の姿勢を大切にしながら、継続的な支援・指導を行っていく。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。「いつ（タイミング）」「誰が（担当）」「何を（目的）」「どうするのか（方法）」などを明確にする。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。**安心して話せる空間で、状況や心情を理解し寄り添いながら聞き取りを行う。**
- (5) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する継続的な支援を行い、いじめを行った児童については**その行為に至った背景事情や心情についてもアセスメントを行ったうえで継続的な指導を行っていく。**また、加害児童の保護者への助言も継続的に行っていく。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、**双方の保護者と連携を取りながら、一定期間、被害児童又は加害児童を別室等において学習を行わせる措置を講ずる。**
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。(はやし立てたり面白がったりする「観衆」、見て見ぬふりをする事で暗黙の了解を与えている「傍観者」という考え方を指導する。)
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。(また、なぜそのいじめ行為をするに至ったか背景事情についてもアセスメントを行ったうえで継続的な指導・支援を行っていく。)
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、久慈市教育委員会及び久慈警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、久慈市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある或いは生じたときには、直ちに久慈警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。また、ネットやSNS上でのトラブルについては、学校での対応には限度があり、対応しかねることも多々あるため、利用する際の留意点をPTA総会、学級懇談会等で周知・啓発する。
- (4) インターネット及びSNSの利用の仕方や情報モラルについての指導についても教育活動と関連づけて適宜指導していく。

6 いじめの解消

- (1) 児童に対しての心理的・物理的な行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- (2) いじめ行為が止んでいるかの判断は、児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。このことは、児童との面談や保護者からの聞き取りにより確認して判断する。